

(目的)

第1条 この条例は、市の行政、経済、文化、社会その他各般にわたって市政の振興に寄与し、又は市民の模範と認められる善行があったものを表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、市政功労表彰、特別表彰及び市民友好表彰とする。

(市政功労表彰)

第3条 市政功労表彰は、個人、法人、団体等で次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 市の行政運営及び発展について特別の功労のあるもの
- (2) 納税思想の普及、奨励等に尽力し、その功績が顕著なもの
- (3) 市民の健康の増進及び衛生思想の普及発達に尽力し、その功績が顕著なもの
- (4) 清掃、公害等生活環境の改善に尽力し、その功績が顕著なもの
- (5) 産業の振興発展に尽力し、その功績が顕著なもの
- (6) 統計調査に従事し、統計思想の普及発達に尽力し、その功績が顕著なもの
- (7) 教育の振興に尽力し、その功績が顕著なもの
- (8) 芸術文化の興隆に貢献し、その功績が顕著なもの
- (9) 道路の愛護、公園広場の整備その他建設事業に尽力し、その功績が顕著なもの
- (10) 社会福祉事業に尽力し、その功績が顕著なもの
- (11) 消防、防犯、交通安全等治安維持に尽力し、その功績が顕著なもの
- (12) 篤行者で一般の模範となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰することができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでのもの
- (2) 年度を超えて市税を滞納しているもの
- (3) 功労者にふさわしくない行為があったもの

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に係るものについて行うものとする。

(市民友好表彰)

第5条 市民友好表彰は、本市との国際友好及び親善のために尽力し、その功績が顕著であると認める外国人について行うものとする。

(推薦委員会)

第6条 市政功労表彰の候補者を推薦するため、石巻市市政功労者表彰推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

- 2 推薦委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者等から市長が委嘱する。
- 4 推薦委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。
- 8 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の表彰日までとし、再任できるものとする。

(表彰の方法)

第7条 市政功労表彰及び特別表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

- 2 市民友好表彰は、表彰状に市民友好章を添えて行うものとする。
- 3 表彰を受けたものについて、表彰の種類ごとに表彰者名簿に登録し、市報をもって公表するものとする。

(表彰の停止)

第8条 第3条から第5条までの規定にかかわらず、市長、議会議員、副市長及び教育長の職にある者は、その在職中においては表彰を停止する。

(追彰)

第9条 第2条に規定する表彰者に決定された者が、表彰以前に死亡したときは、これを追彰するものとする。

(礼遇及び弔意)

第10条 市政功労表彰を受けたもの(以下「功労者」という。)には、市の主催する重要な式典に招待することにより礼遇する。

- 2 功労者が死亡したときは、哀悼の意を表するものとする。表彰することに決定した者が表彰の期日前に死亡したときも、同様とする。

(表彰の取消し、資格の喪失等)

第11条 表彰後において、表彰時に功労者が第3条第2項各号に該当していたことが判明したときは、表彰を取り消すものとする。

- 2 功労者が自己の責に帰すべき行為により著しく名誉を失ったと認められるときは、その資格を喪失させ、又は停止することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 石巻市市政功労者等の表彰に関する条例(昭和58年石巻市条例第3号)、河北町表彰規則(昭和41年河北町規則第2号)、雄勝町表彰規則(昭和47年雄勝町規則第6号)、河南町表彰条例(昭和45年河南町条例第17号)、桃生町表彰規程(昭和36年桃生町告示第10

号)、北上町表彰規則(昭和57年北上町規則第5号)又は牡鹿町町政功労者等の表彰に関する条例(平成11年牡鹿町条例第15号)の規定により市政功労表彰、町政功労表彰その他これらに相当する表彰を受けたものについては、この条例の規定により表彰を受けたものとみなす。

附 則(平成19年3月28日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第2条の規定による改正前の石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び手当に関する条例第11条、第3条の規定による改正前の石巻市特別職報酬等審議会条例第2条、第4条の規定による改正前の石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第1条第3号及び別表第1から別表第3まで、第8条の規定による改正前の石巻市病院事業の設置等に関する条例第5条、第9条の規定による改正前の石巻市表彰に関する条例第7条、第10条の規定による改正前の信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第1号並びに第11条の規定による改正前の市長等及び職員の給与の特例に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び手当に関する条例第11条並びに石巻市特別職報酬等審議会条例第2条中「助役及び収入役」とあるのは「副市長及び収入役」と、石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例別表第1中「助役」とあるのは「副市長」と、別表第2及び別表第3中「助役、収入役」とあるのは「副市長、収入役」と、石巻市表彰に関する条例第7条中「助役、収入役」とあるのは「副市長、収入役」と、信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第1号並びに市長等及び職員の給与の特例に関する条例第1条中「助役及び収入役」とあるのは「副市長及び収入役」とする。

附 則(平成22年3月24日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した市政功労表彰を受けた者について適用し、同日前に死亡した市政功労表彰を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月17日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年石巻市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

石巻市市政功労者表彰推薦委員会委員	勤務1日につき 9,500円	同
-------------------	----------------	---

附 則（令和7年3月19日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（石巻市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の石巻市職員の給与に関する条例第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。